

## 小さな経営革新チャレンジ支援事業実施要領

### 第1 趣 旨

小規模でも収益性の高い農林水産業を展開する農林漁業者は、中山間地をはじめとした農山漁村における重要な担い手であり、その役割は大きなものがある。

こうした農林漁業者が取り組む「農林水産物生産」「流通・販売」「6次産業」等の分野での新規チャレンジに向けた様々なニーズにきめ細かく応えていくためには、専門知識を有し、地域に密着した活動を展開している普及指導員等の伴走支援が欠かせない。

普及指導員等が本事業の活用を促しながら農林漁業者への指導を行うことで、小規模でも経営革新に取り組む農林漁業者の経営発展を促し、農山漁村の活性化につなげる。

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及び農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業の内容等

事業実施主体、事業内容、事業期間、採択基準及び補助率等については別表1のとおりとする。

### 第3 事業の実施等

#### 1 補助金交付申請等

- (1) この事業を実施しようとする事業実施主体は、要綱第3条に基づく補助金交付申請書（別記様式第1号）に普及指導員等と協議のうえ作成した事業実施計画書（別記様式第2号）を添付し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、申請内容が本事業の主旨に照らして適当と認めるときは、当該事業実施主体に対して補助金の交付決定を行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、(1)の規定により提出した申請書又は添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、要綱第4条に基づく変更承認申請書（別記様式第3号）により変更の内容及び理由を知事に提出する。

#### 2 事業の実施

この事業の円滑かつ確実な実施を図るため、事業実施主体は普及指導員等の伴走支援のもと事業を実施する。

### 3 実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、要綱第5条に基づく実績報告書（別記様式第4号）に普及指導員等の確認を得て作成した事業実施報告書（別記様式第5号）を添付し、知事に提出する。

また、事業実施年度から起算して翌年度の事業実施状況や事業効果等について、普及指導員の確認を得て作成した事業実施状況報告書（別記様式第6号）により、事業実施翌々年度の4月末日までに知事に報告する。

### 第4 助 成

府は、当該事業の実施に係る経費を予算の範囲内において、規則に基づき助成する。

### 第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から交付決定年度の年度末までとする。

### 第6 資料の提出先

この要領の規定に基づき知事に提出する書類の提出先は、別表2のとおりとする。

### 第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附 則

この実施要領は、平成27年6月2日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

【別表1】

事業実施主体	事業内容	事業期間	採 択 基 準 等	補助率等
農林漁業者 農林漁業者等が組織する 団体	農林漁業者又は農林漁業者等が組織する団体が取り組む、「農林水産物生産」「流通・販売」「6次産業」等の新規チャレンジに必要な次の経費に対して助成する。  (1) 農林水産物生産に関すること ア 生産技術実証 イ 生産技術習得 ウ 土壌・成分等各種分析 エ 資格等取得 オ その他 ※  (2) 流通・販売に関すること ア 市場・消費調査 イ 商談・商談会出展 ウ 資材作成 エ 消費宣伝 オ その他 ※  (3) 6次産業に関すること ア 商品試作・開発 イ 加工技術等習得 ウ 資材作成 エ 消費宣伝 オ 成分・衛生等各種分析 カ 許可等取得 キ その他 ※  ※事業の趣旨に照らし合わせ必要と認められるもの	単年度	1 受益対象は、1戸以上の農林漁業者又は農林漁業者等が組織する団体。  2 受益対象は、年間販売金額2,000万円程度以下の小規模な農林漁業者とする。 農林漁業者等が組織する団体においては、小規模な農林漁業者を中心に構成されていること。  3 「農林水産物生産」「流通・販売」「6次産業」等の分野において、経営の改善に向けた、新規チャレンジに関する計画を策定していること。  4 普及指導員等による伴走支援のもと事業が実施できる体制であること。	1 補助率 2 / 3 以内  2 補助金額 事業実施主体あたり200千円を上限とする。

【別表2】

分野		事業実施主体が所在する市町村	資料の提出先
農業		京都乙訓地域（京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町）	京都府農林水産部農産課
		京都乙訓地域以外	事業実施主体が所在する市町村を所管する京都府広域振興局
畜産業		全市町村	畜産課
林業		京都乙訓地域（京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町）	京都林務事務所
		京都乙訓地域以外	事業実施主体が所在する市町村を所管する京都府広域振興局
漁業	海面	全市町村	京都府水産事務所
	内水面	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村及び京丹波町、	京都府農林水産部水産課
		福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町	京都府水産事務所